

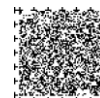
# 第3期船橋市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

---

平成24年3月

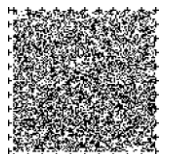
船 橋 市



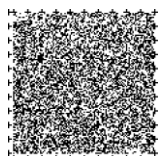


# 目次

<b>I 第3期障害福祉計画の策定にあたって</b>	
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画に対する取り組み.....	3
4 計画の期間.....	5
5 計画の基本理念.....	6
<b>II 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の内容</b>	
1 指定障害福祉サービス.....	7
(1) 訪問系サービス.....	7
(2) 日中活動系サービス.....	8
(3) 居住系サービス.....	10
2 指定相談支援.....	11
3 地域生活支援事業.....	13
(1) 相談支援事業.....	13
(2) コミュニケーション支援事業.....	14
(3) 日常生活用具給付等事業.....	15
(4) 移動支援事業.....	15
(5) 地域活動支援センター機能強化事業.....	16
(6) その他の事業.....	17
<b>III 障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値</b>	
1 地域生活に移行する施設入所者の数.....	19
2 一般就労に移行する福祉施設利用者の数.....	22
3 国の指針における目標値.....	25



<b>IV</b>	<b>障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策</b>	
1	指定障害福祉サービス .....	26
	(1) 訪問系サービス .....	26
	(2) 日中活動系サービスⅠ .....	28
	(3) 日中活動系サービスⅡ .....	30
	(4) 日中活動系サービスⅢ .....	32
	(5) 居住系サービス .....	34
2	指定相談支援 .....	36
<b>V</b>	<b>地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策</b>	
	(1) 相談支援事業 .....	38
	(2) コミュニケーション支援事業 .....	42
	(3) 日常生活用具給付等事業 .....	44
	(4) 移動支援事業 .....	46
	(5) 地域活動支援センター事業 .....	48
	(6) その他の事業 .....	50
<b>VI</b>	<b>障害福祉計画の推進</b>	
1	制度の周知 .....	55
2	制度の円滑な実施 .....	55
3	計画達成状況の点検及び評価 .....	55



# I 第3期障害福祉計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

障害者自立支援法は、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、平成18年に施行されました。

その目的を達成するにあたり、障害者自立支援法第88条に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定を義務づけられており、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量及びその見込み量確保のための方策を定めることとされています。

本市においては、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期として障害福祉計画を策定し、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第3期障害福祉計画は、第2期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成26年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

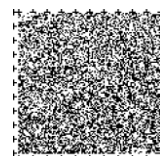
＜障害者自立支援法（平成17年法律第123号）抜粋＞

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

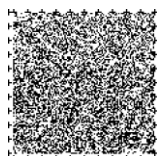
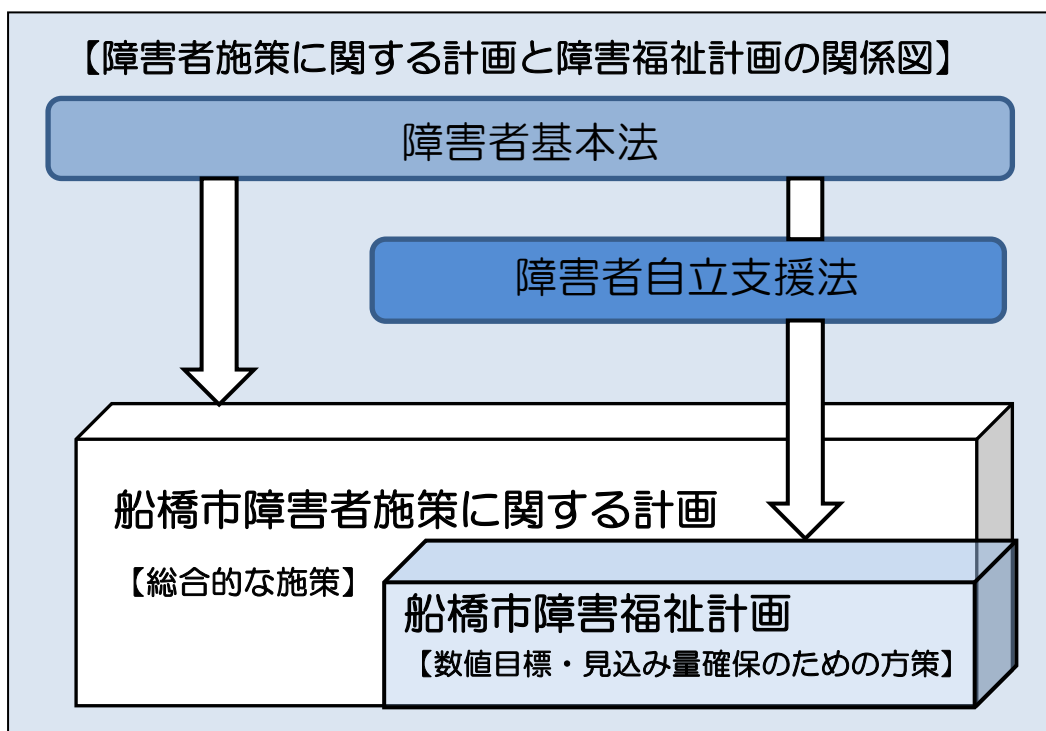
- (1)各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量
- (2)前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量確保のための方策
- (3)地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4)その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制確保に関し必要な事項（第3項以下 略）



## 2 計画の位置づけ

本市においては、障害者基本法に基づき平成21年2月に「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定し、「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指し、「啓発・広報」「保健・医療」「教育・育成」「雇用・就業」「生活支援」「生活環境」「スポーツ・レクリエーション、文化及び国際交流」の各分野について施策の推進を図ってきました。この計画の期間は、平成20年度から平成26年度までの7か年となっています。

一方、障害者自立支援法において義務づけられた本計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の体制の確保を目的とした計画で、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の下位計画に位置づけられます。具体的には、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の第4章「雇用・就業」と第5章「生活支援」に記載されている就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、数値目標やサービスの見込み量を確保するための方策を定めるものです。



### 3 計画に対する取り組み

第2期障害福祉計画の策定以降、本市においては、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、さまざまな施策を推進してきました。

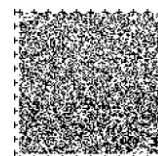
第3期障害福祉計画においても、障害のある人をはじめ、幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるため、地域自立支援協議会及びその下部組織である課題別専門部会において意見聴取を行うとともに、市民の皆様の意見を反映させるためのパブリックコメントを実施し、本計画を地域の実情に即した実効性のあるものとするよう努めていきます。

#### 計画に対するこれまでの取り組み

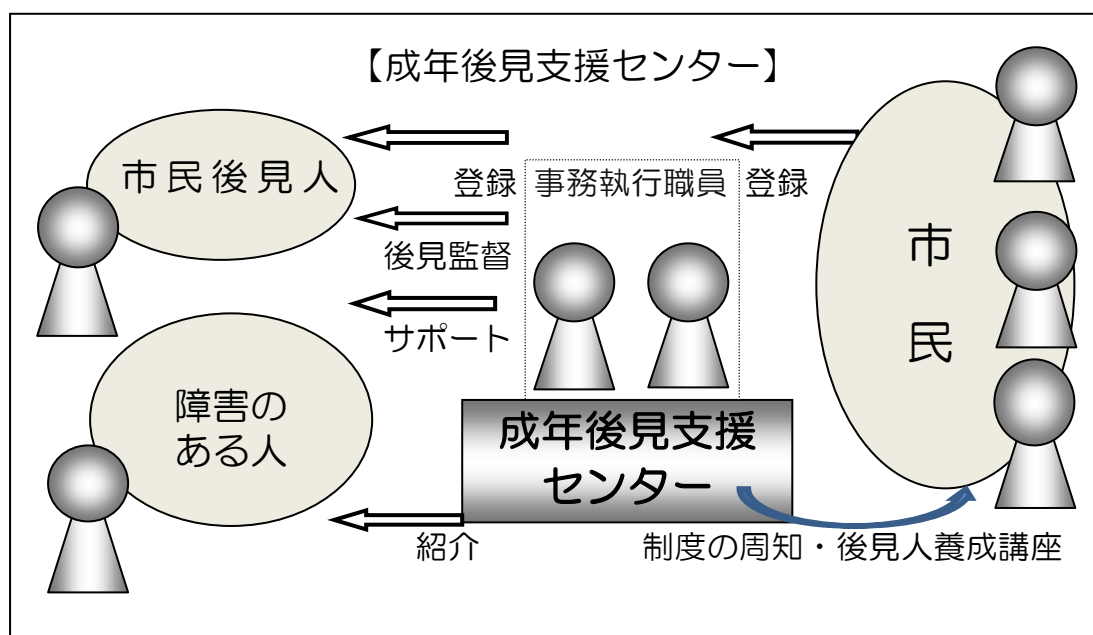
##### ●地域で自立した生活を送るための施策

地域生活への移行に際し、重要な役割を担うグループホームやケアホームに対しては、それらを創設する事業者に対する整備費の補助に加え、運営費に対する補助については、平成23年度から、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等に限定していた対象事業者を全ての法人に拡大するほか、職員を加配し、利用者支援の充実を図る場合の加算や、障害程度区分5及び6の重度の障害のある人を受け入れる場合の加算を行うなど、補助対象の拡充を図りました。

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児（者）に対して訓練や指導等の必要な療育を行う重症心身障害児（者）通園事業については、以前より市の委託により本事業を実施している「ゆたか福祉苑」に加え、平成23年6月より新たに「ローゼンヴィラ藤原」に対し委託を開始し、医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）の日中活動の場の確保に取り組みました。

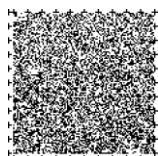


地域移行を推進するにあたり、判断能力の不十分な人が地域で生活するためには、成年後見制度等をはじめとした権利擁護体制の確立が前提となります。そのことから、市として、成年後見等の申し立て件数の増加や障害特性により成年後見人等の受任者が少ない状況に対応するため、平成23年7月に、「船橋市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する電話相談や、法人として成年後見制度を受任する法人成年後見業務を行っています。



#### ●一般就労を促進するための施策

平成21年11月に、障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、社会福祉法人大久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」が、県の委託により設置されました。本市としては、支援員を1名増員するための補助を平成22年度から行い、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めました。



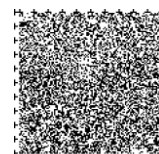
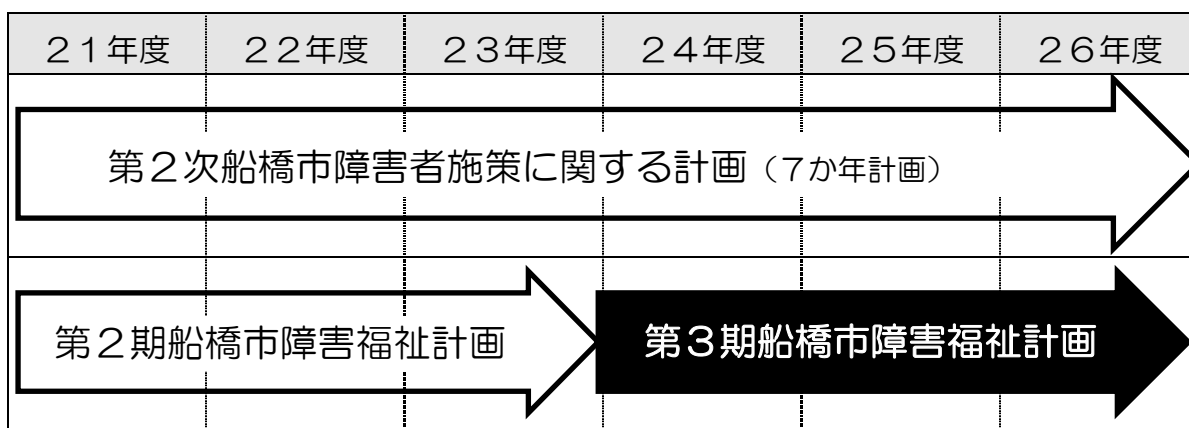


平成23年度には、緊急雇用創出事業を活用して、一般就労に向けた職場実習の機会を確保するための就業開拓事業を実施し、2名の職員が市内の事業所を訪問することにより、企業の障害のある人への理解の促進や一般就労に向けた職場実習先の確保に積極的に取り組みました。

## 4 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、現在、国において、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「(仮称)障害者総合福祉法」の制定について検討されており、平成25年8月までの施行を目指していることから、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、第1期障害福祉計画及び第2期障害福祉計画の理念と第2次船橋市障害者施策に関する計画との整合を図ったうえで、次に掲げる3点とします。

### (1) 障害のある人や障害のある子どもの自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人や障害のある子どもが必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

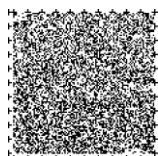
### (2) 障害のある人や障害のある子どもに対するサービスの一元化

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを利用できるよう、障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっているところであり、その旨の周知を一層図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人や障害のある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子どもの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。



## Ⅱ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の内容

障害者自立支援法におけるサービスは、障害程度等を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」及び「相談支援」と、市町村が利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」及び「相談支援」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で共通に実施されています。

本計画においては、障害福祉サービスを地域で暮らす障害のある人や障害のある子どもの生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類しています。

地域生活支援事業については、障害者自立支援法第77条において、市町村が実施しなければならない事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が定められており、平成24年4月1日からは、成年後見制度利用支援事業が必須事業化されます。また、上記の事業のほか、市町村の判断により、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施することができるものと定められています。

各サービス及び事業の内容は、以下の通りです。

### 1 指定障害福祉サービス

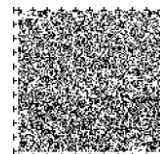
#### (1) 訪問系サービス

##### 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。対象者は、重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する人です。



### 同行援護

視覚障害があり、移動に著しい困難がある人に、外出時における移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

同行援護は、平成23年10月1日より、地域生活支援事業の移動支援の利用者のうち、視覚障害があり、移動に著しい困難のある人について、新たに対象として位置づけられたサービスです。

なお、同行援護の支援内容にない通学や通所等の支援や、同時に複数の人への支援を行うグループ型支援を利用する人については、引き続き移動支援のサービスの対象となります。

### 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。対象者は、知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有し、常時介護を要する人です。

### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的にを行います。対象者は、意思疎通に著しい困難を有し、常時介護を要する人です。例えば、重度訪問介護の対象であって、四肢麻痺で寝たきり状態にあり、かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障害者や最重度知的障害者です。

## (2) 日中活動系サービス

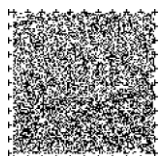
### 児童デイサービス

発達に遅れがあると思われる児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

なお、児童デイサービスは、平成24年4月1日から、児童福祉法の障害児通所支援に位置付けられます。

### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話などを行います。対象者は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者です。

### 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ①自立訓練（機能訓練）では、身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を行います。対象者は、地域生活を営む上で身体機能や生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な身体障害のある人です。
- ②自立訓練（生活訓練）では、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援を行います。対象者は、地域生活を営む上で身体機能や生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障害及び精神障害のある人です。

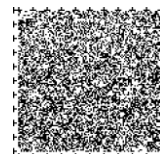
### 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。対象者は、一般就労を希望し、知識及び能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人です。

### 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ①就労継続支援A型は、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。対象者は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の人です。



②就労継続支援B型は、雇用契約を結ばないが、就労や生産活動の機会を提供します。対象者は、就労継続支援A型の対象にはならないが、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人です。

### (3) 居住系サービス

#### 共同生活介護（ケアホーム）

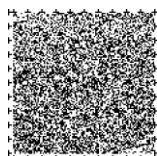
夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。対象者は、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している人で、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とする人です。

#### 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。対象者は、就労や就労継続支援などの日中活動を利用している人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談などの援助が必要な人です。

#### 施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。対象者は、生活介護利用者、自立訓練と就労移行支援を利用しており生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人です。





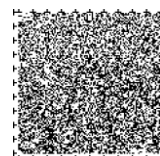
## 2 指定相談支援

障害者自立支援法第5条に規定されている指定相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うもので、後述する地域生活支援事業の相談支援事業とは区別されます。

対象者は、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、自立訓練、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援、旧法施設支援（入所）を除く。）を利用する支給決定者などで、下記の①から③に該当する人です。

- ① 施設入所や入院生活から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人
- ② 単身生活者で、次の状態にあるために、計画的な支援を要する人
  - ・ 知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない状態
  - ・ 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡や調整ができない状態
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当し、重度訪問介護など他の障害福祉サービスの支給決定を受けた人

なお、指定相談支援については、平成24年4月1日より、指定特定相談支援と、指定一般相談支援に位置づけられます。



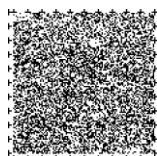
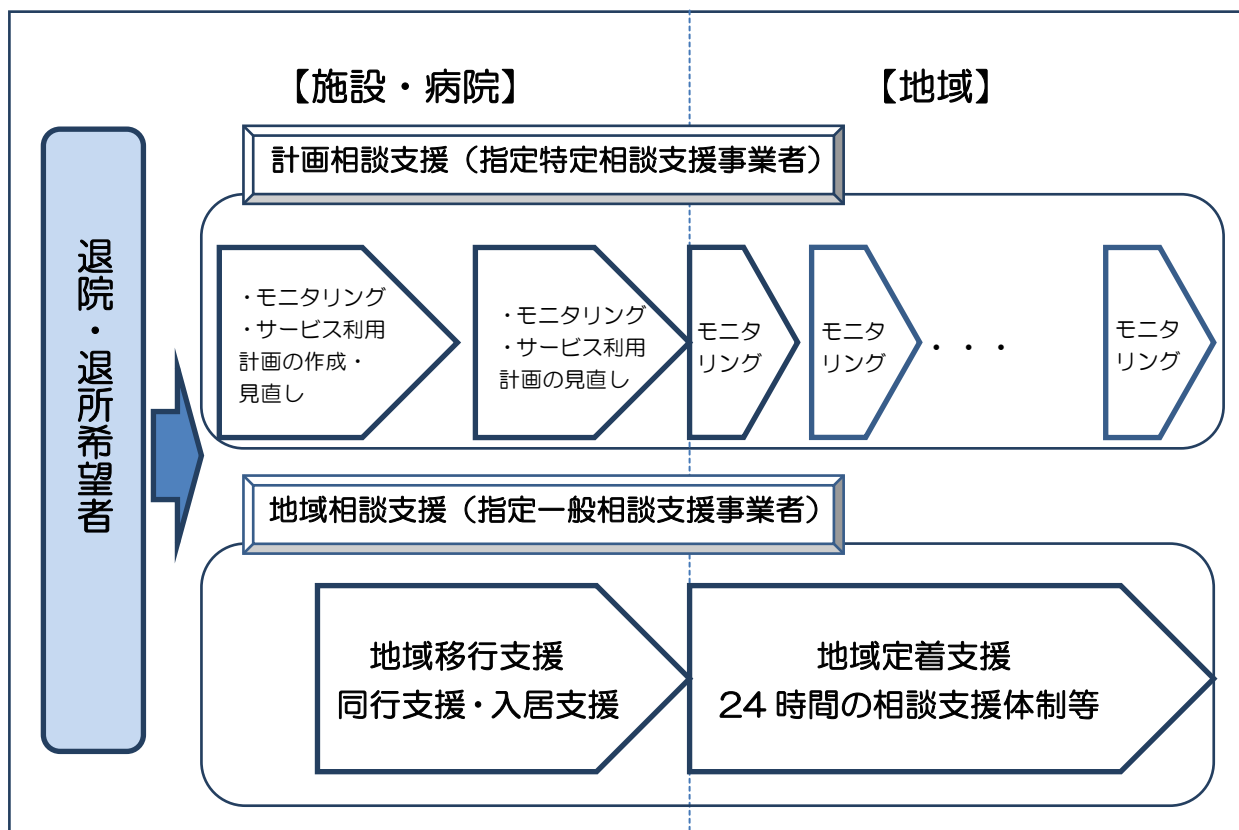
**指定特定相談支援**

指定特定相談支援は、現在の指定相談支援で行っているサービス利用計画の作成等や継続的なサービス利用のため定期的なモニタリングを行う計画相談支援のほか、障害のある人や障害のある子どもの基本的な相談支援を行うサービスです。

市は、指定特定相談支援事業者の利用計画を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内でモニタリング期間を定め、利用者に通知します。

**指定一般相談支援**

指定一般相談支援は、地域生活の準備のための外出における同行支援や入居支援等を行う地域移行支援、24時間体制の相談支援などにより地域定着を図る地域定着支援を行う地域相談支援のほか、障害のある人や障害のある子どもの基本的な相談支援を行うサービスです。





### 3 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

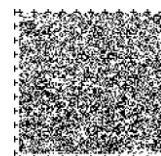
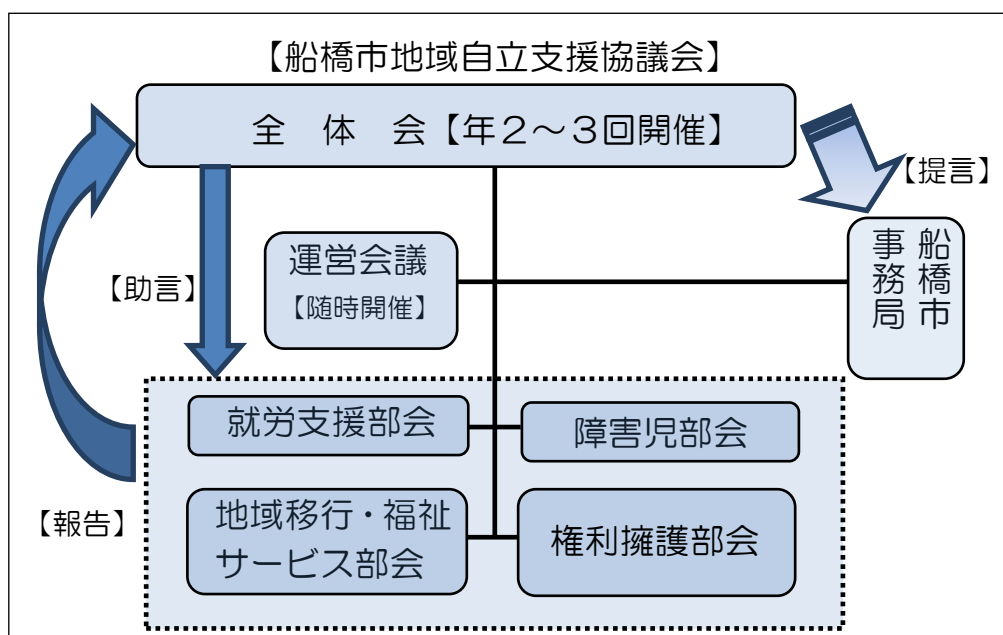
本市においては、相談支援事業として障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、成年後見制度利用支援事業、障害児等療育支援事業を行っています。

#### **障害者相談支援事業**

障害者相談支援事業は、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングのための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などです。

本市では市内社会福祉法人、NPO法人、障害のある人及びその家族などから組織されている船橋福祉相談協議会に委託して、総合相談窓口「ふらっと船橋」を開設し、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談業務を行っており、今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

また、市が設置する地域自立支援協議会は、全体会及び課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っており、平成24年4月1日からは障害者自立支援法に基づく自立支援協議会として法定化されます。



### 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業は、前述の障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と考えられる知的障害者及び精神障害者のうち、低所得者が成年後見制度を利用した場合に、申立てに必要な経費や後見人等への報酬を助成する制度です。

### 障害児等療育支援事業

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談、指導、助言などを行うことにより、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支えることを目的としています。事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、委託により、社会福祉法人大久保学園の「大久保学園」、社会福祉法人さざんか会の「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」で実施しています。

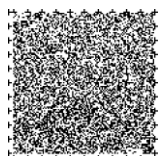
また、本市では、上記の事業のほか、障害のあるなしに関わらず、就学前の子どもを対象に、発達に関する相談を実施しています。

「船橋市こども発達相談センター」では、心理発達相談員等が子どもの発達に関する相談に応じるとともに、療育施設や保育所などへの巡回相談を行っています。また、必要に応じて療育施設の紹介なども行っています。

「船橋市ことばの相談室」では、言語聴覚士が聞こえの状態や心身・言葉の発達に合わせて相談・助言指導を行い、個々の状態に合わせた個別指導や親子遊びを行っています。

## (2) コミュニケーション支援事業

本市では、コミュニケーション支援事業として、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業を実施しています。



手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。

要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、要点をメモし、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

### (3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、在宅の障害のある人に対して、自立生活支援用具などの日常生活用具を購入するために必要な費用の給付をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

### (4) 移動支援事業

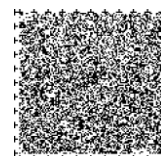
移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人や障害のある子どもに対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とする事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援」と複数の利用者に対する同時支援である「グループ支援」の2つの類型で実施しています。

支援の内容は、①社会生活上必要不可欠な外出の支援、②余暇活動などの社会参加のための外出の支援、③通学のための外出の支援、④通所（障害福祉サービスなどの利用）のための外出の支援です。

①社会生活上必要不可欠な外出の支援、②余暇活動などの社会参加のための外出の支援については、移動先での活動支援についても、移動支援事業としてサービスを提供しています。

また、地域生活支援事業で実施することを機に、児童の保護者からの要望が多かったサービスである③通学のための外出の支援、④通所（障害福祉サービスなどの利用）のための外出の支援についても移動支援事業として実施しています。



なお、移動支援事業の対象者のうち、視覚障害があり移動に著しい困難がある人へのサービスについては、平成23年10月1日より、障害福祉サービスの同行援護に位置付けられています。（8ページの同行援護の項目を参照）

### （5）地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は、地域活動支援センターに通う障害のある人や障害のある子どもに、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業です。

事業内容により、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型に分けられます。

#### 地域活動支援センターⅠ型

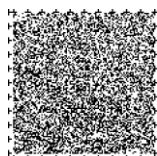
地域活動支援センターⅠ型は、創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、併せて相談支援事業を実施します。本市においては、NPO法人船橋こころの福祉協会が指定管理者として「船橋市地域活動支援センター」（通称 オアシス）を運営しています。

#### 地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センターⅡ型は、障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを図ることができるように、障害のある人やその介護者の身体状況とその後置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適切かつ効果的に行う事業です。本市においては、実施事業所はありません。

#### 地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型は、障害のある人や障害のある子どもに対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。本市においては、平成23年10月1日現在で、10箇所が実施しています。



## (6) その他の事業

### **福祉ホーム事業**

福祉ホームは、経済的には自立能力がありながら、一般の住宅では生活を営むことが困難な重度の身体障害者に、居室その他の設備を提供するものです。

本市においては、社会福祉法人千葉県福祉援護会が指定管理者として「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉」を運営しています。

### **訪問入浴サービス事業**

自宅での入浴が困難な重度の身体障害者に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図るために、簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、入浴のお世話をしています。

### **更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業**

更生訓練費給付事業とは、就労移行支援又は自立訓練等の通所者に、訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるために必要な費用を支給して、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

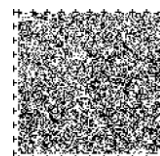
また、施設入所者就職支度金給付事業とは、就労移行支援事業所等に通所して更生訓練を終了し、就職等により自立する人に対し就職支度金を支給して社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

### **知的障害者職親委託事業**

知的障害者職親委託事業とは、知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などである職親に、障害のある人を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得訓練を行い、障害のある人の自立を図る事業です。

### **生活支援事業**

本市では、生活支援事業として、生活訓練等事業を実施しています。生活訓練等事業は、社会福祉法人愛光に委託して、中途視覚障害者などの自立と社会参加を促進するため、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他の各種生活相談や訓練を実施しています。





### 社会参加促進事業

本市では、社会参加促進事業として、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施しています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業としては、「船橋市身体障害者福祉センター」でアーチェリー教室を開催しています。

点字・声の広報等発行事業としては、障害のある人に、毎月1日・15日に発行される「広報ふなばし」の点字版又はカセットテープに録音されたものを送付しています。

奉仕員養成研修事業としては、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者と要約筆記者の不足を解消し、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を円滑に実施するために、手話講習会などを実施し、手話通訳者と要約筆記者を養成しています。

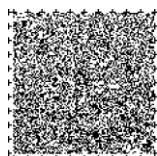
自動車運転免許取得・改造助成事業としては、第1種普通自動車免許を取得した身体障害者手帳所持者又は戦傷病者手帳所持者に対して、免許取得に要した費用の一部を助成しています。また、身体障害者手帳1～3級の肢体不自由者が、自ら運転する自動車の運転に必要な部分を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。

### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害のある人や障害のある子どもの日中における活動の場を確保することにより、障害のある人や障害のある子どもの家族の就労支援や、障害のある人や障害のある子どもを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

### 生活サポート事業

生活サポート事業は、介護給付の支給決定が非該当となった人について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行う事業です。障害のある人の地域での自立した生活を推進することを目的としています。



## Ⅲ 障害福祉サービス等の提供による平成26年度の目標値

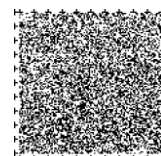
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」において、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、平成26年度を目標年度として、数値目標を設定することが適当である旨が規定されています。

本市では、第2期障害福祉計画の目標値に対する進捗状況を踏まえ、障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成26年度における目標値をここにまとめました。

### 1 地域生活に移行する施設入所者の数

項目		数値	考え方
第1期計画策定時の入所者数（A）		352 人	平成17年10月1日時点での数値
平成26年度入所者数（B）		325 人	平成26年度末見込み
目標値	削減見込み（A-B）	27 人 (8) (%)	入所者の削減数 ( (A-B) / A )
	地域生活移行数（C）	41 人 (12) (%)	施設からグループホーム等に移行する者の数 ( C / A )

※ 平成17年10月1日時点での施設とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所）、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設であり、それぞれ身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設（これらを「旧法施設」と言います。）となります。



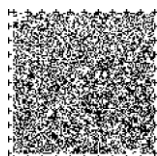
※ 平成26年度における施設とは、旧法施設が平成24年3月31日までに障害者自立支援法に基づく施設入所支援に移行することから、全て施設入所支援事業所となります。（入所者数の見込みについては35ページの施設入所支援の項目を参照）

本市における平成17年10月1日時点での施設入所者数は352人となっています。厚生労働省の指針では、平成26年度における入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割（本市に当てはめると36人）以上削減することを基本としています。

しかし、本市においては、平成23年10月1日時点の施設入所者数が328人（平成17年10月1日時点から24人削減）となっています。また、現在の入所者がグループホーム又はケアホーム（以下「グループホーム等」と言います。）又は自宅などに居住の場を移しても、新たな対象者が順次入所していくことや、これまでの施設入所者数の推移を考慮し、平成26年度の入所者数を325人、平成17年10月1日時点からの入所者削減数を27人（8%）と見込んでいます。

また、厚生労働省の指針では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割（本市に当てはめると106人）以上が地域生活に移行することを基本としています。

しかし、本市においては、平成17年10月1日時点の施設入所者のうち、平成17年10月1日から平成23年3月31日までの間で、グループホーム等又は自宅に移行した人数が30人となっており、建築基準法上の基準を満たしたグループホーム等の創設が困難な状況が続いていることから、平成26年度末までの地域生活移行者数を41人（12%）と見込んでいます。





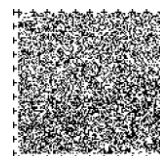
### 施設入所者の地域生活への移行に向けた主な取り組み

第2次船橋市障害者施策に関する計画の第5章「生活支援」に記載されている地域移行のための施策の推進のほか、下記の内容について、取り組んでいきます。

- ・ 地域生活への移行に際し重要な役割を担っているグループホーム等を整備、運営する事業者に対し引き続き補助を行い、グループホーム等の創設や安定的な運営のため支援を行います。（3ページを参照）

なお、グループホーム等については、平成21年の消防法の改正などにより消防設備が義務化され、建築基準法上の寄宿舍としての基準を満たす必要があり、民間住宅の借り上げや中古住宅のリフォームにより新設する場合には、大規模な改修を要するなど建物構造上の対応が困難となっております。そのため、200㎡以下の小規模なグループホーム等については、専用住宅として取り扱えるか関係部局間で調整をしておりますが、現在、基準緩和等について国が検討しているため、その動向を注視していきます。

- ・ 障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めます。
- ・ 地域生活への移行に際し必要不可欠なサービスである短期入所については、今後の需要増へ対応するために、事業者に向けて働きかけを行うなど、受け入れ先の確保に向けて取り組みます。
- ・ 地域生活への移行後も、継続的な自立と社会参加を実現させるために、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制の充実に努めます。



## 2 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

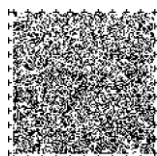
項目	数値	考え方
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数（A）	9 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成26年度の年間一般就労移行者数（B）	36 人 (400) (%)	平成26年度において福祉施設(※)から一般就労に移行した者の数（B/A）

※ 一般就労移行者数の項目における福祉施設とは、9ページの生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所、16ページの地域活動支援センター、市で独自に補助を行っている心身障害者福祉作業所です。

厚生労働省の指針において、平成26年度の年間一般就労移行者数は、平成17年度の年間一般就労移行者数の4倍（本市に当てはめると36人）以上を目標としており、本市の平成17年度の年間一般就労移行者数は9人となっています。

本市においては、市内施設や平成21年11月に設置された「障害者就業・生活支援センター」による障害のある人の就労に向けた取組みなどにより、平成20年度に19人、平成21年度に23人、平成22年度には42人と、一般就労移行者数は着実に伸びてきています。

以上の実績を踏まえ、第3期計画における平成26年度の年間一般就労移行者数については、厚生労働省の指針と同様に、平成17年度数値の4倍である36人と見込んでいます。



項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設(※)利用見込者数(C)	1,492 人	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が対象
上記(C)のうち平成26年度末の就労移行支援事業利用者数(D)	172 人 (12) (%)	(D/C)

※ 福祉施設利用見込者数の項目における福祉施設とは、9ページの生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所となります。

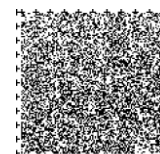
厚生労働省の指針では、平成26年度末における福祉施設利用見込者数のうち2割（本市に当てはめると299人）以上が、就労移行支援事業を利用することを目標としています。

しかし、本市では、就労系サービスのうち就労継続支援B型を選択する人が多いことや、旧法施設の新体系サービスへの移行状況、過去の支給人数等の伸びを加味し、平成26年度の福祉施設利用見込者数を1,492人、就労移行支援事業利用者数を172人（12%）と見込んでいます。

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援事業利用者数(E)	449 人	A型= 37人 B型=412人
上記EのうちA型(雇成型)利用者数(F)	37 人 (8) (%)	(F/E)

厚生労働省の指針では、平成26年度末に、就労継続支援事業の3割（本市に当てはめると135人）以上が、就労継続支援事業A型（雇成型）を利用することを目標としています。

しかし、本市においては、就労継続支援事業A型を実施する事業者が2箇所ありますが、福祉的就労を選択する人のうち、就労継続支援事業A型を選択する人が少なく、多くの人は就労継続支援B型を選択する傾向にあります。また、平成23年10月1日現在で、就労継続支援A型の利用者は、定員の6割程度

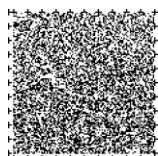


となっています。以上のことから、平成26年度末の就労継続支援事業のA型とB型を合わせた利用者は449人、そのうち就労継続支援事業A型の利用者数は37人（8％）と見込んでいます。

#### **福祉施設から一般就労への移行に向けた主な取り組み**

第2次船橋市障害者施策に関する計画の第4章「雇用・就業」に記載されている一般就労の促進のための施策の推進のほか、下記の内容について、取り組んでいきます。

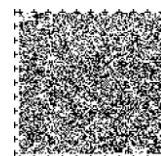
- ・ 県の委託により、障害のある人の就業に対する支援を実施している「障害者就業・生活支援センター」に対し、障害のある人の一般就労を支援するための支援員増員のための補助を引き続き行います。（4ページを参照）
- ・ 船橋公共職業安定所と、障害者雇用促進合同面接会を共催し、就職を希望する障害のある人と求人者が一堂に会する機会を提供し、一般就労への移行を促進します。
- ・ 一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進するため、職場実習を受け入れた事業主に対して引き続き奨励金を交付します。
- ・ 障害のある人の雇用を容易にし、一般就労の促進を図るため、障害のある人を雇用した事業主に対して引き続き奨励金を交付します。



### 3 国の指針における目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」における平成26年度における目標値は、以下の通りです。

項 目		目 標 値
1	入所者の地域生活への移行	平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行
	入所者数の削減	平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所数から1割以上削減
2	就労移行の促進	
	① 福祉施設から一般就労への移行	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上
	② 就労移行支援事業の利用者	平成26年度末における福祉施設利用者の2割以上が利用
	③ 就労継続支援事業の利用者	平成26年度末において就労継続支援事業利用者の3割以上がA型を利用



## IV 障害福祉サービスの見込み量及び

## 見込み量確保のための方策

障害福祉サービスの実績については、各年度10月1日の数値を掲載しています。

## 1 指定障害福祉サービス

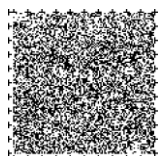
## (1) 訪問系サービス

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
訪問系サービス	居宅介護	14,836	17,277	19,686	延べ支給 時間／月
		14,855	15,196	17,172	
		468	545	621	支給人数 ／月
		439	472	521	
	重度訪問介護	7,079	7,514	7,950	延べ支給 時間／月
		7,059	7,226	8,540	
		65	69	73	支給人数 ／月
		60	61	62	
	行動援護	1,723	1,885	2,047	延べ支給 時間／月
		1,967	2,136	2,238	
		53	58	63	支給人数 ／月
		63	59	61	
重度障害者等包括支援	0	0	0	延べ支給 時間／月	
	0	0	0		
	0	0	0	支給人数 ／月	
	0	0	0		

(※ 各サービスの内容については7ページ及び8ページを参照)

訪問系サービスについては、第2期計画において、平成18年10月からの障害福祉サービス支給決定状況を基に、過去の支給人数と支給時間の伸びを加味して見込み量を設定しました。



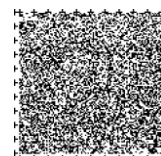
平成23年度における訪問系サービスの支給人数及び月間延べ支給時間は、居宅介護については実績が見込み量を下回っていますが、それ以外のサービスについては実績が見込み量を上回っており、全体としては、障害のある人の増加に伴い増加傾向となっています。

第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位
訪問系サービス	居宅介護	18,424	19,707	20,990	(上段) 延べ支給 時間/月  (下段) 支給人数 /月
		560	599	638	
	重度訪問介護	8,694	8,832	8,970	
		63	64	65	
	同行援護	7,800	8,050	8,300	
		156	161	166	
	行動援護	2,385	2,531	2,678	
		65	69	73	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	
		0	0	0	

第3期計画においては、平成23年10月1日より新たに障害福祉サービスに位置づけられた同行援護を加え、平成23年度までの実績に基づいて見込み量を設定しています。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、いずれのサービスも地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害のある人の増加に伴い、その需要は増加していくと考えられることから、延べ支給時間数及び支給人数については今後も増加すると見込んでいます。





重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、その利用要件や、従事者要件の厳しさなどから、今後も利用は見込めない状況となっています。

【見込み量確保のための方策等】

訪問系サービスの需要について増大が予想されることから、事業者に対しては、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図っていきます。利用者に対しては、ホームページやしおり、ケースワーカーなどを通じて、制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス利用の促進に努めます。

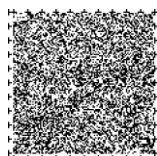
(2) 日中活動系サービス I

日中活動系サービスのうち、児童デイサービス、短期入所、療養介護のサービス支給見込み量を日中活動系サービス I にまとめています。

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
日中活動系サービス I	児童デイサービス	3,627	3,627	3,906	延べ支給日数
		3,642	5,057	7,340	／月
		195	195	210	支給人数
		206	280	340	／月
	短期入所	10,951	11,407	11,862	延べ支給日数
		11,272	11,813	11,832	／月
		745	776	807	支給人数
		757	790	802	／月
	療養介護	124	124	155	延べ支給日数
		124	62	62	／月
		4	4	5	支給人数
		4	2	2	／月

(※ 各サービスの内容については8ページ及び9ページを参照)





児童デイサービスについては、障害のある子どもの居場所として重要な役割を果たしていることから、第2期計画において増加を見込みましたが、平成23年度における支給人数は340人、月間延べ支給日数は7,340日となっており、見込み量を大幅に上回る実績となっています。

短期入所については、過去の短期入所の支給人数と支給日数の伸びを加味し、見込み量を設定したところ、実績としてはほぼ見込み量どおりとなっています。

療養介護は、この事業に移行予定の施設がないためほぼ伸びを見込んでおらず、実績としてもほぼ横ばいとなっています。

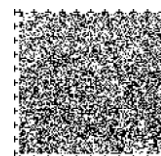
### 第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位	
日中活動系サービス	児童デイサービス	(上段)			延べ支給日数/月	
	短期入所	12,047	12,224	12,402		
	療養介護		814	826	838	(下段) 支給人数/月
			93	93	93	
			3	3	3	

児童デイサービスについては、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月1日から、児童福祉法の障害児通所支援に位置づけられることから、第3期計画においては見込み量を設定していません。

短期入所については、過去の支給人数の実績や、介護者の高齢化を受け、増加していくものとして見込み量を設定しました。

療養介護については、平成24年度より1名の増加を見込みましたが、この事業に移行予定の新たな施設がないことや、対象者が限定されているため、その後は伸びが見込めない状況です。



【見込み量確保のための方策等】

短期入所については、需要増へ対応するため、市内の社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うとともに、利用者に対しては、ケースワーカーなどを通じて制度の周知を行い、サービス利用の促進等に努めていきます。

(3) 日中活動系サービスⅡ

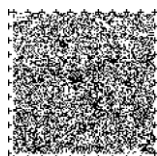
日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）のサービス支給見込み量を日中活動系サービスⅡにまとめています。

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
日中活動系サービスⅡ	生活介護	6,555	7,406	12,443	延べ支給日数
		7,728	9,430	12,880	／月
		285	322	541	支給人数
		336	410	560	／月
	自立訓練（機能訓練）	437	506	805	延べ支給日数
		621	575	598	／月
		19	22	35	支給人数
		27	25	26	／月
	自立訓練（生活訓練）	391	460	1,886	延べ支給日数
		414	391	1,219	／月
		17	20	82	支給人数
		18	17	53	／月

(※ 各サービスの内容については9ページを参照)

日中活動系サービスⅡの各事業について、第2期計画では、千葉県内と船橋市内における福祉施設の新体系サービスへの移行計画を基に、見込み量を設定しました。



生活介護についてはおおむね見込み量どおりの実績となっており、障害のある人の増加に伴い、増加傾向となっています。自立訓練については、見込みよりも当該サービスへ移行する施設が少なかったことから、第2期計画の見込み量を下回っています。

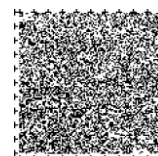
第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位	
日中活動系サービス	生活介護	17,618	17,848	18,078	(上段) 延べ支給 日数/月	
		766	776	786		
	自立訓練(機能訓練)	598	598	598		(下段) 支給人数 /月
		26	26	26		
	自立訓練(生活訓練)	1,357	1,357	1,357		
		59	59	59		

第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することから、過去の支給人数と支給日数の伸びを加味して見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

地域自立支援協議会の課題別専門部会などにおいて、本市において必要な日中活動系サービスについて検討を行い、障害のある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対し各種研修への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの質の向上に努めていきます。



(4) 日中活動系サービスⅢ

日中活動系サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援A型（雇成型）、就労継続支援B型（非雇成型）のサービス支給見込み量を日中活動系サービスⅢにまとめています。

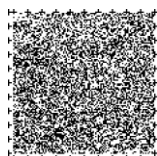
第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
日中活動系サービスⅢ	就労移行支援	1,173	1,242	2,944	延べ支給日数
		1,196	1,587	3,059	／月
		51	54	128	支給人数
		52	69	133	／月
	就労継続支援A型 (雇成型)	230	345	460	延べ支給日数
		92	207	506	／月
		10	15	20	支給人数
		4	9	22	／月
	就労継続支援B型 (非雇成型)	2,737	3,289	6,003	延べ支給日数
		3,381	6,164	7,222	／月
		119	143	261	支給人数
		147	268	314	／月

(※ 各サービスの内容については9ページ及び10ページを参照)

日中活動系サービスⅢの各事業について、第2期計画では、千葉県内と船橋市内における福祉施設の新体系サービスへの移行計画を基に、見込み量を設定しました。

就労移行支援、就労継続支援A型（雇成型）については、おおむね第2期計画における見込み量どおりの実績となっています。就労継続支援B型（非雇成型）については、地域活動支援センターから移行する施設が多かったことから、実績が見込み量を上回っています。



## 第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位
日中活動系サービス目	就労移行支援	3,496	3,726	3,956	(上段) 延べ支給 日数/月
		152	162	172	
	就労継続支援A型 (雇成型)	621	736	851	(下段) 支給人数 /月
		27	32	37	
	就労継続支援B型 (非雇成型)	8,326	8,901	9,476	
		362	387	412	

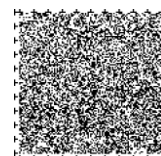
第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することから、過去の支給人数と支給日数の実績を加味しつつ見込み量を設定しました。

## 【見込み量確保のための方策等】

障害のある人の一般就労への移行促進等を図るため、市内の地域活動支援センター等に対して就労移行支援及び就労継続支援への移行を推進していきます。

障害のある人の工賃引き上げを図るため、就労継続支援事業所などが扱う商品や提供する役務の内容について、市役所各課に対し周知を行い、庁用物品としての活用や役務の提供につながるよう、努めていきます。

千葉県内の福祉施設の授産活動の活性化のための事業を実施している「千葉県就労事業振興センター」について千葉県、千葉市、柏市と共に運営費を負担し、千葉県内全域の自治体を対象とした官公需受注の窓口を設置することで、障害のある人の自立を支えるための安定的な仕事の確保に努めていきます。



## (5) 居住系サービス

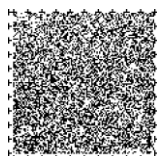
## 第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
サ ー 居 住 系 サ ー ビ ス	共同生活介護 (ケアホーム)	143	178	214	支給人数/月
	共同生活援助 (グループホーム)	140	162	178	
	施設入所支援	104	121	374	
		102	118	164	
	旧法入所施設	245	240	0	
		234	217	164	

(※ 各サービスの内容については10ページを参照)

第2期計画においては、平成23年度におけるグループホーム等の支給人数は214人と見込みました。しかし、平成21年の消防法の改正などにより、グループホーム等の消防設備が義務化され、建築基準法上の寄宿舍の要件を満たす必要が出てきたことなどから、グループホーム等の創設が見込みほど進まず、実績が見込み量を下回っています。

施設入所支援については、平成23年度の前期には全ての旧法入所施設が移行すると見込み、支給人数を374人としていました。しかし、旧法入所施設の施設入所支援への移行が見込みより遅れていることから、実績が見込み量を下回っています。



## 第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位
サービス系 居住系	共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	210	220	230	支給人数 ／月
	施設入所支援	327	326	325	

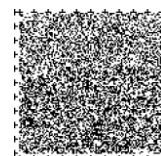
第3期計画においては、旧法入所施設が、平成23年度中には全て施設入所支援に移行することから、旧法入所施設及び施設入所支援の過去の支給人数と支給日数の実績を考慮し見込み量を設定しました。

グループホーム等については、毎年度新規施設が増えていることから、支給人数についても増加すると見込んでいます。施設入所支援については、過去の支給人数の実績から、今後も微減していくものとして見込んでいます。

## 【見込み量確保のための方策等】

グループホーム等については、これまで実施してきたグループホーム等を運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホーム等の創設や安定的な運営のための支援に取り組みます。(3ページを参照)

グループホーム等の創設については、地域住民の障害に対する理解が不可欠であることから、障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努め、地域移行の推進を図ります。





## 2 指定相談支援

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

サービス	21年度	22年度	23年度	単位
指定相談支援	42	55	68	支給人数／月
	25	27	31	

（※ 指定相談支援の内容については11ページを参照）

指定相談支援について、第2期計画では、この事業の対象者が拡大される予定であったことや、精神障害者の入院患者が地域移行する際に利用することが予想されていたことから、今後利用実績は伸びていくものとして、平成23年度における相談支援の支給人数は68人になると見込みました。

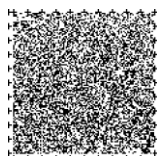
しかし、対象者が単身者に限定されているなど、いまだ利用要件が厳しいことから、実績は伸びていない状況です。

第3期計画の見込み量

サービス		24年度	25年度	26年度	単位
指定一般 相談支援	地域移行支援	5	7	9	支給人数／月
	地域定着支援	5	7	9	
指定特定 相談支援	計画相談支援	360	900	1,900	支給人数／月

指定相談支援は、平成24年4月1日より、指定一般相談支援及び指定特定相談支援に位置づけられます。

指定一般相談支援は、国庫補助事業として行われていた精神障害者地域移行・地域定着支援事業（※）の一部の個別給付化により、地域生活の準備のための外出への同行支援や入居支援等を行う地域移行支援、24時間体制の相談支援などにより地域定着を図る地域定着支援のほか、障害のある人や障害のある子どもの相談支援を行う事業です。





※精神障害者地域移行・地域定着支援事業とは、精神障害のある人の地域を拠点とする共生社会の実現のため、協議会や地域移行推進員を設置し、地域移行に必要な体制整備の総合的な調整等を行うとともに、地域住民との交流事業を実施する事業です。

第3期計画においては、精神障害者地域移行・地域定着支援事業の本市の利用人数が平成23年10月時点で7名であったことなど、これまでの実績を加味して見込み量を設定しました。

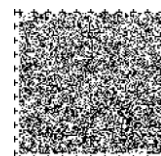
指定特定相談支援は、現在の指定相談支援で行っている障害福祉サービスの利用計画の作成等を行う計画相談支援と障害のある人と障害のある子どもの相談支援を行う事業です。

指定特定相談支援の対象者については、これまで単身者などに限定されていましたが、平成24年度以降、3年間で段階的に障害福祉サービス等を利用するすべての人に拡大される予定となっています。しかし、自ら計画を作成できる人についてはセルフプランが認められる予定となっており、特に身体障害のある人については、指定特定相談支援事業者による利用計画の作成が必要がない場合も考えられます。また、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合で、介護保険制度のケアプランで足りる場合には、必ずしも利用計画の作成を必要としないとされています。

以上のことから、指定特定相談支援については、過去の障害福祉サービスの利用人数の推移や、利用者のうち身体障害のある人の割合を考慮し、見込量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

制度改正後も、引き続き障害のある人や障害のある子どもが必要なサービスを受けることができるよう、事業者に対し相談支援に係る新たな制度の周知を行い、円滑な新規事業への移行を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。利用者に対しては、ホームページやしおり、ケースワーカーなどを通じて新たな制度の周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する相談支援体制の充実に努めていきます。



## V 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

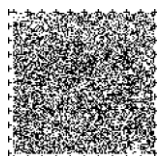
障害福祉サービスの実績については、単位が「月」となっていますが、地域生活支援事業の実績については、単位が「年度」となっている事業が多く、事業者からの実績報告に基づき数値を確定する必要があることから、平成22年度までの数値を掲載しています。

### (1) 相談支援事業

第2期計画の見込み量と実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	1	事業実施 箇所数
	1	1	1		
地域自立支援協議会	1	1	1	1	事業実施 箇所数
	1	1	1		
市町村相談支援機能強化事業	1	2	2	2	配置人数
	1	1	1		
成年後見制度利用支援事業					助成人数
	2	0	2		
障害児等療育支援事業	4	4	4	4	事業実施 箇所数
	4	4	4		
子どもの発達に関する相談	2	2	2	2	事業実施 箇所数
	2	2	2		
船橋市こども発達 相談センター	1	1	1	1	
	1	1	1		
船橋市ことばの相談室	1	1	1	1	
	1	1	1		

(※ 各事業の内容については13ページ及び14ページを参照)



障害者相談支援事業については、総合相談窓口「ふらっと船橋」において、障害種別ごとの相談事業者等と連携を図りながら、各種相談を行いました。なお、平成22年度からは、増加する発達障害の専門的相談に対応するため、臨床心理士1名を新たに配置しました。

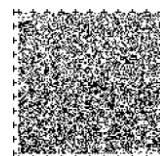
地域自立支援協議会については、全体会のほか、その下部組織として課題別専門部会を設置し、福祉の分野だけでなく保健、医療、教育、就労等の関係する分野と連携し、幅広い視点から地域の障害福祉について検討し、「船橋市成年後見支援センター」の設置等、市に対し施策の提言を行いました。

市町村相談支援機能強化事業については、平成18年度より精神保健福祉士を障害福祉課に1名配置し、ノウハウの蓄積の少なかった精神障害の分野に関して、専門的知識に基づく障害理解の推進を図りました。

成年後見制度利用支援事業については、平成20年度に市長申立てを行った2名に対し申立て費用を助成し、平成22年度から後見人等への報酬の助成を開始しました。

障害児等療育支援事業については、「大久保学園」、「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」の4施設において、施設の有する機能を活用して相談や指導を実施しました。

子どもの発達に関する相談については、「船橋市こども発達相談センター」及び「船橋市ことばの相談室」において、子どもの発達に関して心配や悩みを抱える保護者の相談に応えました。



第3期計画の見込み量

事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	1	事業実施 箇所数
地域自立支援協議会	1	1	1	1	
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1	配置人数
成年後見制度利用支援事業	6	15	22	28	助成人数
障害児等療育支援事業	4	4	4	4	事業実施 箇所数
子どもの発達に関する相談	2	2	2	2	事業実施 箇所数
船橋市こども発達相談センター	1	1	1	1	
船橋市ことばの相談室	1	1	1	1	

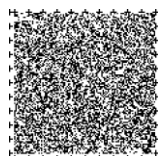
第3期計画においても、これらの相談支援事業については、第2期計画と同様に継続していきます。

地域自立支援協議会については、平成24年4月1日からは障害者自立支援法に基づく自立支援協議会として法定化されます。

成年後見制度利用支援事業については、平成22年度までは、市長による申立てをした低所得者に対し、必要な経費や後見人等への報酬の助成を行っていましたが、平成23年度より、市長による申立て以外の低所得者に対しても対象を拡大したことから、助成人数については伸びを見込んで設定しています。

障害児等療育支援事業については、引き続き4施設において相談や指導を行っていきます。

子どもの発達に関する相談については、引き続き「船橋市こども発達相談センター」及び「船橋市ことばの相談室」において、子どもの発達に関して心配や悩みを抱える保護者の相談に応えていきます。



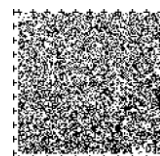
【見込み量確保のための方策等】

障害者相談支援事業については、総合相談窓口「ふらっと船橋」を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、市内の相談支援体制の充実を図っていきます。

地域自立支援協議会については、全体会及び課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について引き続き協議を行っていきます。

成年後見制度利用支援事業については、「ふらっと船橋」や平成23年7月に開設した「船橋市成年後見支援センター」において、本事業を含めた成年後見支援制度についての周知を図ります。また、平成24年10月に施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づき、市町村虐待防止センターの設置を含む虐待防止体制を確立し、市内の権利擁護体制の強化に取り組んでいきます。

子どもの発達に関する相談については、「船橋市こども発達相談センター」を基幹として、福祉、保健・医療、教育部門及び児童相談所などの関係機関との連携を強化することで、様々な分野の専門家が協力し、就学前から学齢期に至るまで、障害特性や発達状況に応じた支援を継続できるよう、療育体制の充実を図ります。



(2) コミュニケーション支援事業

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

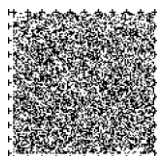
事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
手話通訳者派遣事業	16	20	20	24	通訳者登録数
	17	18	18		
	930	950	970	980	派遣件数/年
	951	895	1,063		
手話通訳者設置事業	2	2	3	3	通訳者設置数
	2	2	3		
	3,255	3,255	3,255	3,255	相談件数/年
	3,132	3,437	3,955		
要約筆記者派遣事業	27	33	33	37	要約筆記者数
	22	30	25		
	531	650	650	729	派遣件数/年
	406	639	533		

(※ 各事業の内容については14ページ及び15ページを参照)

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業については、第2期計画では、過去の実績を基に見込み量を設定しました。手話通訳者派遣事業については、養成講座が終了し、登録者が増加する平成21年度と平成23年度にそれぞれ伸びを見込んで設定しました。手話通訳者設置事業については、現状を維持するものとして見込み量を設定しました。要約筆記者派遣事業については、手話通訳者派遣事業と同様に養成講座終了の時期に合わせて、伸びを見込んで設定しました。

手話通訳者派遣事業については、おおむね見込量どおりの派遣件数となっています。手話通訳者設置事業は、福祉サービス等の窓口申請における通訳の需要が増加しているため、相談件数が見込み量を上回っています。

要約筆記者派遣事業は、各事業における要約筆記者派遣申請が、見込みよりも少なかったため、実績が見込み量を下回っています。





第3期計画の見込み量

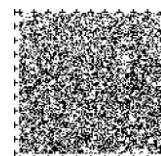
事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
手話通訳者派遣事業	19	19	21	21	通訳者登録数
	1,138	1,213	1,288	1,363	派遣件数／年
手話通訳者設置事業	3	3	3	3	通訳者設置数
	4,255	4,555	4,855	5,155	相談件数／年
要約筆記者派遣事業	25	25	35	35	要約筆記者数
	545	557	569	581	派遣件数／年

第3期計画では、第2期計画の実績を加味し、各事業の見込み量を設定しています。

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業については、聴覚障害のある人が増加していることや、社会参加の機会が増えていることを考慮し、伸びを見込んで設定しています。

【見込み量確保のための方策等】

聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行い、手話通訳者及び要約筆記者の活動の場の拡大に努めます。





(3) 日常生活用具給付等事業

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

用具名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
介護・訓練支援用具	38	41	44	47	延べ給 付件数 ／年
	21	18	25		
自立生活支援用具	182	200	218	236	
	144	128	103		
在宅療養等支援用具	90	97	104	112	
	70	93	71		
情報・意思疎通支援用具	78	84	90	96	
	59	65	80		
排泄管理支援用具	9,454	9,817	10,179	10,542	
	9,310	9,519	9,910		
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	10	12	13	15	
	9	19	11		

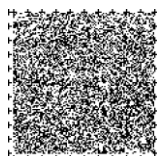
(※ 日常生活用具給付等事業の内容については15ページを参照)

平成23年度における各日常生活用具の年間延べ給付件数について、第2期計画では、過去の日常生活用具の給付件数の伸びから、介護・訓練支援用具が47件、自立生活支援用具が236件、在宅療養等支援用具が112件、情報・意思疎通支援用具が96件、排泄管理支援用具が10,542件、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が15件と見込みました。

介護・訓練支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、介護保険制度が優先されることなどから、実績が見込み量を下回っています。

自立生活支援用具については、平成20年6月に火災警報器について法律上設置が義務づけられたことなどから、実績が見込み量を下回っています。

在宅療養等支援用具については、耐用年数が長く、給付件数については年度により増減する傾向にあることから、平成22年度については、実績が見込み量を下回っています。



情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具については、おおむね見込み量どおりの実績となっています。

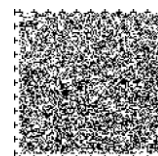
なお、各用具ごとの品目は、次のとおりです。

用具名	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換機、特殊マット、移動用リフト
自立生活支援用具	火災警報器、入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	盲人用体温計、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、透析液加温機、電気式たん吸引機等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、特殊便器、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具

### 第3期計画の見込み量

用具名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
介護・訓練支援用具	21	21	21	21	延べ給 付件数 ／年
自立生活支援用具	103	103	103	103	
在宅療養等支援用具	78	78	78	78	
情報・意思疎通支援用具	68	68	68	68	
排泄管理支援用具	10,207	10,513	10,828	11,152	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	13	13	13	13	

第3期計画においては、第2期計画の実績などを加味して、見込み量を設定しました。



排泄管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、給付件数も増加していくものとして見込みました。それ以外の用具については、おおむね現状を維持するものとして見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

引き続き、用具についての情報収集や、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。

また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。

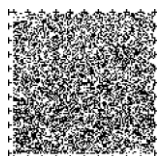
(4) 移動支援事業

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
移動支援事業	56	61	66	71	実施箇所数
	58	63	67		
	270	285	300	315	利用者数／月
	290	299	331		
	4,200	4,400	4,600	4,800	延べ利用時間／月
	4,566	4,156	4,592		

(※ 移動支援事業の内容については15ページ及び16ページを参照)

第2期計画において、平成23年度における移動支援事業の月間利用者数は315人、月間延べ利用時間は4,800時間と見込みました。また、移動支援事業を実施する事業所については、71箇所になると見込みました。実績では、月間利用者数は精神障害や知的障害のある人の利用が増えたため、見込み量を上回りましたが、月間延べ利用時間についてはおおむね見込み量どおりの実績となっています。



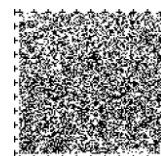
第3期計画の見込み量

事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
移動支援事業	72	77	77	77	実施箇所数
	288	297	315	334	利用者数／月
	3,476	3,824	4,207	4,628	延べ利用時間／月

第3期計画では、移動支援事業を利用している人のうち、重度の視覚障害のある人が、平成23年10月1日より障害福祉サービスの同行援護を利用していることから、同行援護に移行する利用者数及び第2期計画の実績を加味し、平成26年度の見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

障害のある人が安心して外出できるよう、利用者に対し、ケースワーカーなどを通じてサービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、移動支援事業者と連携して社会参加の促進を推進します。



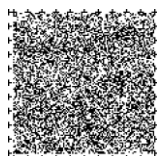
(5) 地域活動支援センター事業

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	実施箇所数
	1	1	1		
	98	98	98	98	利用人数／ 月
	101	103	103		
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	0	実施箇所数
	0	0	0		
	0	0	0	0	利用人数／ 月
	0	8	7		
地域活動支援センターⅢ型	19	17	19	19	実施箇所数
	19	16	10		
	197	188	228	234	利用人数／ 月
	190	177	110		

(※ 各地域活動支援センターの内容については16ページを参照。実施箇所数は、市内における事業所の数。利用人数は、本市が援護する利用者の数。)

第2期計画においては、平成23年度における地域活動支援センターの実施事業所数、月間利用人数はそれぞれ、Ⅰ型が1箇所、98人、Ⅱ型が0箇所、0人、Ⅲ型が19箇所、234人と見込みました。Ⅰ型については、おおむね見込み量どおりの実績でした。Ⅱ型については、市内においては実施事業所がありませんが、市外にある事業所に通所の実績がありました。Ⅲ型については、障害福祉サービスの就労継続支援事業（B型）に移行する事業所が多かったことから、利用人数が見込み量を下回っています。



第3期計画の見込み量

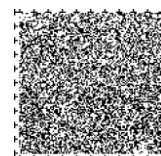
事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	実施箇所数
	103	103	103	103	利用人数／月
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	0	実施箇所数
	7	7	7	7	利用人数／月
地域活動支援センターⅢ型	10	11	10	10	実施箇所数
	133	158	159	172	利用人数／月

第3期計画では、Ⅰ型及びⅡ型については、過去の実績から、現在の利用実績を維持するものとして設定しました。Ⅲ型については、障害福祉サービスへの移行も想定されますが、個々の施設における利用人数については年々増加していることから、平成26年度見込み量は10箇所、172人と見込みました。

【見込み量確保のための方策等】

地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助を継続していきます。

地域活動支援センター等で働いている障害のある人の工賃は、未だ低い水準にあり、工賃の引き上げを図る必要があります。そのことから、庁内において地域活動支援センター等が扱う商品や役務について周知を行うことで、官公需の促進を図るとともに、「千葉県就労事業振興センター」を通じて、地域活動支援センター等で製造する商品の販路・受注拡大等に努め、商品開発や利用者の工賃アップの支援をしていきます。

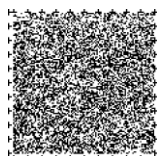


(6) その他の事業

第2期計画の見込み量及び実績（上段が第2期計画の見込み量、下段が実績）

事業名		20年度	21年度	22年度	23年度	単位
福祉ホーム事業	身体障害	9	9	9	9	入居者数 ／月
		9	10	10		
	精神障害	2	2	2	2	
		2	0	0		
訪問入浴サービス事業		115	115	115	115	延べ利用 件数／月
		124	138	156		
更生訓練費給付事業		20	20	20	20	利用者数 ／月
		12	7	4		
施設入所者就職支度金給付 事業		1	2	2	2	給付件数 ／年
		0	0	0		
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	利用者数 ／月
		1	1	1		
生活訓練等事業		30	33	36	40	延べ利用 件数／月
		35	33	15		
日中一時支援事業		115	135	160	182	利用者数 ／月
		110	175	237		
生活サポート事業		0	1	1	1	利用者数 ／月
		0	0	0		
		0	6	6	6	延べ利用 時間／月
		0	0	0		

(次ページに続く)





事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
社会参加促進事業	/				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1	1	1	1	教室開催数／年
	1	1	1		
点字の広報発行事業	20	21	21	22	発行部数／月
	20	18	22		
声の広報発行事業	75	76	77	80	／月
	75	71	67		
手話通訳者養成事業	40	40	40	40	研修開催数／年
	32	38	37		
要約筆記者養成事業	26	26	26	26	研修開催数／年
	27	27	27		
自動車運転免許取得事業	7	10	10	10	助成件数／年
	3	6	6		
自動車改造費助成事業	15	15	15	15	／年
	14	14	10		

(※ 各事業の内容については17ページ及び18ページを参照)

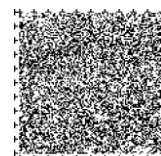
第2期計画における本市が実施するその他の事業のサービス見込み量については、過去の実績を加味し、設定しました。

精神障害のある人を対象とした福祉ホーム事業については、障害福祉サービスの共同生活援助等に移行したことから、0人となっています。

訪問入浴サービス事業については、入浴サービスの必要な障害のある人の増加により、実績が見込みを上回っています。

日中一時支援事業については、平成21年度より、事業所の要件を緩和し、指定障害福祉サービス事業所以外の事業者が本事業を実施できるようになったことや、事業所の送迎に対し報酬を加算し、内容の充実が図られたことから、実績が見込みを大きく上回っています。なお、平成23年度からは、看護師を配置する事業所に対する補助制度を創設し、在宅の重度の障害のある子どもの事業所での受け入れに対する支援の充実に取り組んでいます。

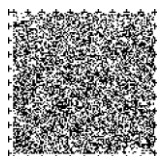
その他の地域生活支援事業については、実績はほぼ横ばいとなっています。



第3期計画における見込み量

事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	単位
福祉ホーム事業	身体障害	11	11	11	11	入居者数 ／月
	精神障害	0	0	0	0	
訪問入浴サービス事業		151	308	308	308	延べ利用 件数／月
更生訓練費給付事業		10	10	10	10	利用者数 ／月
施設入所者就職支度金給付 事業		1	1	1	1	給付件数 ／年
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	利用者数 ／月
生活訓練等事業		27	27	27	27	延べ利用 件数／月
日中一時支援事業		280	336	403	483	利用者数 ／月
生活サポート事業		0	0	0	0	利用者数 ／月
		0	0	0	0	延べ利用 時間／月

(次ページに続く)



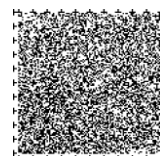
事業名	23年度	24年度	25年度	26年度	単位
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1	1	1	1	教室開催数／年
点字の広報発行事業	20	20	20	20	発行部数 ／月
声の広報発行事業	71	71	71	71	
手話通訳者養成事業	36	36	36	36	研修開催 数／年
要約筆記者養成事業	27	27	27	27	
自動車運転免許取得事業	5	5	5	5	助成件数 ／年
自動車改造費助成事業	13	13	13	13	

第3期計画においては、第2期計画の実績を踏まえ、必要と思われる見込み量を設定しました。

日中一時支援事業については、障害のある人や障害のある子どもの増加に伴い、今後も需要増が見込まれることから、利用は増えていくものと見込みました。

訪問入浴サービス事業については、平成23年度の利用回数週1回から、利用者のニーズに合わせ平成24年度より利用回数を週2回へと拡大し、利用者の保健衛生の向上と介助者の負担軽減を図ります。そのため、平成24年度からの見込み量が大幅に増加します。

それ以外の事業については、今後も現状を維持していくものとして見込みました。

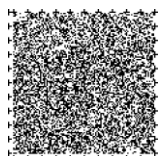


【見込み量確保のための方策等】

日中一時支援事業については、需要増へ対応するため、事業者及び利用者に対して制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス提供体制の整備やサービス利用の促進に努めます。

訪問入浴サービス事業については、利用回数の拡大にあたり、利用者及び介助者に対しての周知の徹底を図ります。

その他の事業についても、障害のある人や障害のある子どもが、地域で自立した生活が営めるよう、また社会参加の促進が図られるよう推進していきます。



## VI 障害福祉計画の推進

### 1 制度の周知

国では、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指し、障害者制度改革が進められています。その中で、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」が平成22年12月10日に公布され、相談支援の充実、グループホーム等の利用の際の助成、重度視覚障害児者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）など、障害者自立支援法の改正が行われています。

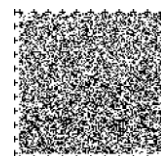
新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

### 2 制度の円滑な実施

総合的な相談業務を行っている「ふらっと船橋」、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画の推進体制の強化に努めます。

### 3 計画達成状況の点検及び評価

障害福祉計画の目標や障害福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。また、計画作成時には、自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。





**第3期船橋市障害福祉計画**  
(平成24年度～平成26年度)

発行・編集

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2307

FAX 047-433-5566

e-mail [shogaifukushi@city.funabashi.chiba.jp](mailto:shogaifukushi@city.funabashi.chiba.jp)

